

原義保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警察庁丁運発第103号  
令和3年5月17日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局長  
各管区警察局長  
各管区警察局長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

タブレットを用いた認知機能検査の試行実施について(通達)

認知機能検査については、「認知機能検査の運用について」(平成28年9月30日付け警察庁丙運発第28号。以下「運用通達」という。)及び「認知機能検査の実施要領について」(平成28年9月30日付け警察庁丁運発第141号。以下「実施要領通達」という。)により運用しているところである。令和4年6月までに予定される道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)の施行に合わせ、認知機能検査を簡素化した上でタブレットの活用を可能とする方針であるところ、改正法施行までの間であっても、現行の認知機能検査についてタブレットを活用することは検査の効率的な実施及び改正法の円滑な施行に資するものと考えられる。

したがって、下記により、現行の認知機能検査についてタブレットを用いて試行的に実施して差し支えないこととするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達は、警察庁情報通信局情報管理課と協議済みである。

#### 記

#### 1 タブレットを用いた認知機能検査の試行実施

タブレットを用いた認知機能検査は、運用通達及び実施要領通達に準拠して実施すること。

なお、タブレットの機能により代替可能な項目については、両通達に準拠した実施とみなす。

#### 2 検査の取扱い

タブレットを用いた認知機能検査については、手数料の徴収を含めて現行の認知機能検査と同様に取り扱うものとする。

#### 3 検査データの保存

運用通達5に関し、タブレットを用いて認知機能検査を実施した場合には、検査用紙及び採点補助用紙に対応するデータを保存すれば足りるものとする。

#### 4 情報セキュリティ対策

タブレットを用いた認知機能検査の試行実施に当たっては、各都道府県警察の警察情報セキュリティポリシーに従うこと。

#### 5 その他

本通達は、現行の認知機能検査について一律にタブレットの活用を求めるものではない。